

城陽市障がい者自立支援協議会

第 31 回 聴覚言語障がい支援部会報告書

報告者 部会長 聴覚障害者生活支援センター は一もにい 長山 綾

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 27 (2015) 年 9 月 1 日午前 10 時～12 時
場 所	城陽市役所
出 席 者	城陽市福祉課 相談支援事業所 は一もにい 手話通訳者の会・要約筆記奉仕委員会・手話サークル・要約筆記サークル 城陽ろうあ協会・城陽市難聴者協会
検討課題	1. 城陽市手話言語条例の動きについて 2. 啓発パンフレットについて 3. 難聴者・要約筆記の啓発

【議事録】

1. 城陽市手話言語条例の動きについて
 - (1) 市役所職員向けの研修会、商業施設での手話教室を開催。保育所、幼稚園にて体験教室を開催。ろうあ者、難聴者、手話サークル会員、京都府聴覚言語障害センターが支援で関わっている。
2. 啓発パンフレットについて
 - (1) 配布はほぼ完了した。議会にも持っていき説明をした。
 - (2) 城陽市自立支援協議会のホームページでもダウンロード可能であり、広く啓発していきたい。(3) 手話言語条例との相互作用により、市民が手話、ろうあ者、難聴者、要約筆記などを身近に感じて貰えるようなまちを期待している。
3. 難聴者、要約筆記者の啓発
 - (1) 手話言語条例で手話やろうあ者について市を挙げた取り組みができつつある。しかし、実際に多くの聴覚障害者は高齢で失聴した難聴者であることから、難聴者を支える取り組みや情報保障の手段である要約筆記についての啓発を部会として行う必要がある。

